6　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項若しくは第５項又は令和２年旧法第72条の21第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉓」までの各欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「計㉓」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

1　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項若しくは第４項から第７項まで、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の21第１項第１号から第３号まで、令和２年旧法附則第９条第１項若しくは第７項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～７　略］

8　法第72条の21第１項第１号又は令和２年旧法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

6　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄から「計㉓」の欄までは、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「計㉓」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

1　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22若しくは法附則第９条第１項若しくは第４項から第７項まで又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～７　同左］

8　法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。